

【判例研究】

同性婚を認めていないという不作為が憲法14条1項に 違反するとされた事例 －札幌地裁2021年3月17日判決¹－

大 野 友 也

1. 事案の概要

本件は、3組の同性カップルが婚姻届を提出したところ、不受理とされ婚姻できなかつたため、婚姻できなかつたことに伴う精神的苦痛に対する国家賠償請求を行ったという事案である²。

同種の事案は、本件をはじめ、東京・大阪・名古屋・福岡の5地裁で争われている³。本件はそのうち最初に判決が言い渡された事案である。周知の通り⁴、札幌地裁は原告らの国賠請求を斥けつつ、同性婚を認めていないという国の不作為につき、憲法14条1項に違反すると判示した。

2. 争点と当事者の主張

(1) 婚姻の自由は憲法上保障されるか

[原告の主張⁵]

憲法13条は自己決定権を保障しており、その内容は主として人格的自律に関わるものである。そして婚姻はまさにそれに該当する。さらに婚姻を通じて社

¹ 判決全文は「結婚の自由をすべての人に訴訟」のサイト<<https://www.call4.jp/file/pdf/202103/533e3260db61a96e84711d1f0c02d5d6.pdf>> (2021年3月17日アクセス)で読むことができる。以下の注で言及する判決の頁番号はこの判決文による。

² 「訴状」(「結婚の自由をすべての人に訴訟」のサイト)<<https://www.call4.jp/file/pdf/201902/b10fd73de20166bf6638fce6e1dd8094.pdf>>より。なお、このサイトに掲載されているものは東京地裁に提出されたものであるが、札幌地裁にも同じものが提出されたとのことである。

³ 「結婚の自由をすべての人に訴訟」のサイト<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000031#case_tab>参照。

⁴ 翌日は多くの新聞が一面トップで判決を報じている。たとえば南日本新聞2021年3月18日付朝刊1面、東京新聞2021年3月18日付朝刊1面。

⁵ 訴状、前掲注(2)12頁以下。

会の一員であることを自覚し、それが政治参加への意欲につながることで民主政の基盤を支えることになる⁶。こうしたことを踏まえて、婚姻の自由が憲法13条で保障される。加えて、多元的社会のインフラとしての重要性もある。

さらに憲法24条は、旧民法における家制度を否定し、個人主義的家族観に基づく婚姻の自由を確立したものである。そして1項で「両性の合意のみに基いて」と規定することで、当事者の意思の合致のみで婚姻が成立するとして、これを婚姻の本質とした。

この考え方は、アメリカの最高裁判例にも見られるし、日本の最高裁・下級審の判例にも見られるものである。

〔被告の主張〕

憲法13条に基づく自己決定権を正面から認めた最高裁判例はなく、仮に認めるとしてもその射程は不明確である。婚姻は一定の制度を前提とするのであって、自己決定権が認められるとしても、その制度の枠内に限られる⁷。

(2) 婚姻の自由は同性カップルにも及ぶか

〔原告の主張〕

婚姻の自由の根拠である、自己決定権・民主政の基盤・多元的社会のインフラとしての重要性は、同性カップルにも妥当する。

性的指向・性自認に対する偏見に基づく差別は、現在は許されないものと認識されており、これは憲法13条の「個人の尊重」からの要請でもある。そうだとすれば、婚姻の自由は同性カップルにも及ぶ⁸。

また、24条1項の「両性」は、同性間を排除するものではなく、同条項で同性婚は禁止されない⁹。

⁶ この主張につき、訴状では芦部信喜『憲法学II 人権総論』393頁（有斐閣、1994年）を引用している。

⁷ 「被告第2準備書面」<<https://www.call4.jp/file/pdf/201912/565a1d3c70cc5a0eefd3dd2711aa1e30.pdf>>11頁。

⁸ 訴状、前掲注（2）24-34頁。

⁹ 同上、34-35頁。なお、この点につき、「原告第2準備書面」<<https://www.call4.jp/file/pdf/202011/5e0224bfd3bb5e368775d8711cce0b81.pdf>>9-14頁では、制定過程も踏まえた主張立証がなされている。さらに「原告第6準備書面」<<https://www>

〔被告の主張〕

婚姻は、伝統的には生殖と結びついて理解されていたため、男女間に成立するものと考えられてきている。現行民法の文言や当時の国会審議の状況からすれば、婚姻の当事者は男女と解するのが一般的である¹⁰。

憲法24条1項は「両性」という文言を用いており、これが男女を指すことは明らかであり、同条項は同性婚の保障を想定していない¹¹。

(3) 同性婚を認めないことは憲法14条1項に違反するか

〔原告の主張〕

同性婚を認めないのは性的指向に基づく差別である¹²。

そしてこれにより被る被害は、同居義務や相続、共同親権など民法上の権利利益を享受できないこと、所得税・住民税の配偶者控除を受けられないなどの税制上の優遇を受けられないこと、遺族年金や犯罪被害者給付制度における遺族給付金を受けとれないこと、公営住宅に入居できないことなど多岐に渡る¹³。

こうした別異取扱いは、憲法14条1項後段列举事由にいう「社会的身分」や「性別」に基づくものである。また性的指向は本人の意思では変更できない上、同性愛者は人口に占める割合が少なく圧倒的少数者であるため、民主政の過程で差別を修正することが困難である。こうしたことを踏まえれば、本件のような別異取扱いは厳格に審査すべきである¹⁴。そして厳格な審査を行えば、本件別異取扱いは憲法14条1項違反である¹⁵。

call4.jp/file/pdf/202003/a7967ce206eccf838bd921d1a3c8286d.pdf>でも被告からの反論に対する詳細な再反論がなされている。

¹⁰ 「被告第2準備書面」、前掲注(7) 8-9頁。

¹¹ 同上、9-13頁。また「被告第3準備書面」<<https://www.call4.jp/file/pdf/202006/338c6644be462db9c280595c90f520af.pdf>>も参照。

¹² 訴状、前掲注(2) 37-38頁。

¹³ 同上、38-47頁。

¹⁴ 同上、47-50頁。

¹⁵ 同上、50-56頁。

〔被告の主張〕

憲法解釈にあたっては、他の条項と整合的に行う必要がある。憲法24条1項は異性婚についてのみ法制化を要請しているのであって、同性婚について要請していない以上、憲法14条1項違反の問題は生じ得ない¹⁶。

また原告らが主張する、同性間で婚姻できないことに伴う不利益（同居義務、財産分与、遺産相続等）は、契約や遺贈によっても可能である¹⁷。

(4) 立法不作為の違法性

〔原告の主張〕

1990年代以降の世界の動向、府中青年の家事件判決（東京高裁1997年）、自治体によるパートナーシップ制度の拡がりなどからすれば、同性愛者に対する差別が許されないという認識は確立・浸透している¹⁸。

21世紀以降、提訴時までには、オランダをはじめとして25の国と地域で同性婚が合法化されている。アメリカや台湾などの裁判所が同性婚を権利と判示している。また日本国内においても、同性婚の合法化を求める声が、当事者のみならず世論としても強まっている。そうしたことからすれば、同性婚を認めないことが憲法24条1項・14条1項に違反していることは、原告のうちの1カップルがドイツで婚姻した2018年9月より相当以前に、国会にとっても明白となっていた。以上から、このような立法作為は、国賠法上違法である¹⁹。

〔被告の主張〕

憲法24条1項・14条1項に違反しているとは言えないので、違法性はない²⁰。

3. 判旨

「はじめに」でも述べたように、札幌地裁は国賠請求を斥けつつも、同性婚を認めていない現状（判決では同性婚を認めていない民法・戸籍法の諸規定

¹⁶ 「被告第2準備書面」、前掲注（7）18-21頁。

¹⁷ 同上、23-25頁。

¹⁸ 訴状、前掲注（2）58-71頁。

¹⁹ 同上、71-79頁。

²⁰ 被告第2準備書面、前掲注（7）26頁。

を「本件規定」と総称している)を憲法14条1項に違反すると判断した。以下、判決の概要を紹介する。

〔性的指向について〕

「性的指向とは、人が情緒的、感情的、性的な意味で、人に対して魅力を感じることであり、このような恋愛・性愛の対象が異性に対して向くことが異性愛、同性に対して向くことが同性愛である。…精神医学に関わる大部分の専門家団体は、ほとんどの人の場合、性的指向は、人生の初期か出生前に決定され、選択するものではないとしており、心理学の主たる見解も、性的指向は意思で選ぶものでも、意思により変えられるものでもないとしている²¹」。続いて性的指向別の人口について、いくつかの調査があることを指摘しつつ、「いずれの調査においても異性愛者の割合は9割を超えている²²」と認定した。

さらに明治初期における同性愛に関する知見として「色情感覚異常又は先天性の疾病であるとされていた」とし、治療を試みていたとした²³。また明治民法においては「同性婚が認められないことは当然であって、あえて民法に規定を置くまでもないと考えていた」とした²⁴。さらに「明治民法においては、婚姻とは、男女が夫婦の共同生活を送ることであり、必ずしも子を得ることを目的と」していないとした²⁵。こうした知見は昭和55年頃までにおいてもほぼ同様のものであったとも認定している²⁶。また外国においても同様の認識であったことも認めている²⁷。

〔現行の民法について〕

「昭和22年民法改正は、明治民法のうち憲法に抵触する規定を中心に行われ、憲法に抵触しない規定については明治民法の規定を踏襲したものであり、この

²¹ 判決、3頁。

²² 同上、3頁。

²³ 同上、4頁。

²⁴ 同上、4頁。

²⁵ 同上、6頁。

²⁶ 同上、6頁。

²⁷ 同上、7頁。

際に同性婚については議論された形跡はない」とした²⁸。他方で外国においては、たとえば1980年に米国精神医学会により「同性愛は精神疾患とはされなくなった」などの知見の変化があったことを認定した²⁹。加えて1989年にデンマークで「登録パートナーシップ制度」が始まったことを皮切りに、ドイツやフィンランドなどいくつかの国で同制度が採用されたこと、さらには同性婚が2000年のオランダに始まり、ベルギー、スペインなどいくつかの国で採用されていることを認定した³⁰。また日本でも2015年の渋谷区・世田谷区で「登録パートナーシップ制度」が採用されたのを皮切りに60近い自治体で同制度が採用されていること、LGBTに対する基本方針を策定している企業が増加していることなどが認定された³¹。そして同性婚の賛否に関して、研究者グループや新聞社の調査から、特に若い世代で同性婚を許容する見解が多数を占めていることも認定した³²。

〔憲法24条・13条について〕

「憲法24条2項は…婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その律法にあたっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画した³³」。「同条1項は…婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにした³⁴」。「近年家族等に関する国民の意識の多様化が指摘されつつも、国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していると考えられることも併せ考慮すると、上記のような婚姻をするについての自由は、憲法24条1項の趣旨に照らし、十分尊重に値する³⁵」。

²⁸ 同上、8頁。

²⁹ 同上、9頁。

³⁰ 同上、10-12頁。

³¹ 同上、12-13頁。

³² 同上、15-16頁。

³³ 同上、16頁。

³⁴ 同上、16頁。

³⁵ 同上、16-17頁。

この婚姻の自由が「同性間にも及ぶのか検討しなければならない」。明治民法制定時、昭和22年民法改正当時の議論・認識を踏まえると「同性婚は当然に許されないものと解されていた³⁶」。「昭和21年に公布された憲法においても、同性愛について同様の理解の下に同法24条1項及び2項並びに13条が規定されたものであり、そのために同法24条は同性婚について触れるところがないものと解することができる。以上のような、同上の制定経緯に加え、同条が『両性』、『夫婦』という異性同士である男女を想起させる文言を用いていることにも照らせば、同条は、異性婚について定めたものであり、同性婚について定めるものではないと解するのが相当である。そうすると、同条1項の『婚姻』とは異性婚のことをいい、婚姻をするについての自由も、異性婚について及ぶものと解するのが相当であるから、本件規定が同性婚を認めていないことが、同項及び同条2項に違反すると解することはできない³⁷」。

また24条2項は婚姻・家族制度を国会の裁量に委ね、同1項は裁量権の限界を画したものであって、「同条によって、婚姻及び家族に関する特定の制度を求める権利が保障されていると解することはできない。同性婚についてみても、これが婚姻及び家族に関する事項に当たることは明らかであり、婚姻及び家族に関する個別規定である同条の上記趣旨を踏まえて解釈するのであれば、包括的な人権規定である同法13条によって、同性婚を含む同性間の婚姻及び家族に関する特定の制度を求める権利が保障されていると解するのは困難である³⁸」。また婚姻が「身分関係と結びついた複合的な法的効果を同時又は異時に生じさせる法律行為である」こと、「生殖を前提とした規定…や実子に関する規定…」など、本件規定を前提とすると、同性婚の場合には、異性婚の場合とは異なる身分関係や法的地位を生じさせることを検討する必要がある部分もあると考えられ、同性婚という制度を、憲法13条の解釈のみによって直接導き出すことは困難である³⁹」。

³⁶ 同上、17頁。

³⁷ 同上、17-18頁。

³⁸ 同上、18頁。

³⁹ 同上、18-19頁。

〔憲法14条1項について〕

戸籍法は、婚姻により新戸籍を編成し、生まれた子を親の戸籍に入れるなど、「戸籍によって婚姻した男女やこの身分関係を公証している」。民法上も夫婦財産制、夫婦相互の同居・協力・扶助義務、配偶者の相続権など「婚姻当事者及びその家族に対して、その身分に応じた権利義務を伴う法的地位を付与している」。このように「婚姻によって生じる法的効果⁴⁰」がある。

こうした「規定は、異性婚についてのみ定めている」ため、「同性愛者のカップルは、婚姻を欲したとしても婚姻することができず、婚姻によって生じる法的効果を享受することはできない。そうすると、異性愛者と同性愛者の間には、上記の点で区別取扱いがある」。こうした「区別取扱いが合理的根拠に基づくものであり、立法府の上記裁量権の範囲内のものであるかは、検討されなければならない⁴¹」。

「被告は、同性愛者であっても、異性との間で婚姻することは可能であるから、性的指向による区別取扱いはないと主張する」。しかし「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにある」から、「同性愛者が、性的指向と合致しない異性との間で婚姻することができるとしても、そのような婚姻が、当該同性愛者にとって婚姻の本質を伴ったものにはならない場合が多いと考えられ、そのような婚姻は、憲法24条や本件規定が予定している婚姻であるとは解し難い⁴²」。

「上記のような性的指向や婚姻の本質に照らせば、同性愛者が、その性的指向と合致しない異性との間で婚姻できるとしても、それをもって、異性愛者と同等の法的利益を得ているとみることはできないのは明らかであり、性的指向による区別取扱いがないとする被告の主張は、採用することができない⁴³」。

「性的指向は、自らの意思に関わらず決定される個人の性質であるといえ、性別、人種などと同様のものということができる」。「このような人の意思によって選択・変更できない事柄に基づく区別取扱いが合理的根拠を有するか否かの

⁴⁰ 同上、19-20頁。

⁴¹ 同上、20-21頁。

⁴² 同上、21頁。

⁴³ 同上、21-22頁。

検討は、その立法事実の有無・内容、立法目的、制約される法的利益の内容などに照らして真にやむを得ない区別取扱いであるか否かの観点から慎重にされなければならない⁴⁴」。

「婚姻することにより、婚姻によって生じる法的効果を享受することは、法的利益である」。この利益は「異性愛者にとって重要な法的利益であるということが出来る。異性愛者と同性愛者の差異は、性的指向が異なることのみであり、かつ、性的指向は人の意思によって選択・変更できるものではないことに照らせば、異性愛者と同性愛者との間で、婚姻によって生じる法的効果を享受する利益の価値に差異があるとする理由はなく、そのような法的利益は、同性愛者であっても、異性愛者であっても、等しく享有し得る⁴⁵」。

同性愛は今や精神疾患とは考えられておらず、また民法上の婚姻規定の目的は、生殖の外に、夫婦の共同生活の保護もある。このことからすれば「本件規定が、同性愛者が異性愛者と同様に上記婚姻の本質を伴った共同生活を営んでいる場合に、これに対する一切の法的保護を否定する趣旨・目的まで有するものと解するのは相当ではない⁴⁶」。

憲法24条の趣旨に照らせば、「同条は、同性愛者が異性愛者と同様に上記婚姻の本質を伴った共同生活を営んでいる場合に、これに対する一切の法的保護を否定する趣旨まで有するものとは解されない⁴⁷」。

「登録パートナーシップ制度を導入する自治体が増加し」ていることや、「同性婚を法律によって認めるべきとの国民の意見」が「比較的若い世代において…多く見られる」ことなどの事実は、「本件区別取扱いが合理的根拠を有するといえるかを検討するに当たって考慮すべき事情である⁴⁸」。

他方で、同性婚に対し「否定的な意見や価値観を有する国民が少なからずいることを斟酌することができる」。「しかしながら…同性愛はいかなる意味でも精神疾患ではなく、自らの意思に基づいて選択・変更できるものでもない」し「異性愛者が人口の9割以上を占めると推察されること…も考慮すると、圧倒

⁴⁴ 同上、22頁。

⁴⁵ 同上、23頁。

⁴⁶ 同上、26頁。

⁴⁷ 同上、26頁。

⁴⁸ 同上、26-27頁。

の多数派である異性愛者の理解又は許容がなければ、同性愛者のカップルは、重要な法的利益である婚姻によって生じる法的効果を受取る利益の一部であってもこれを受け得ないとするのは…異性愛者と比して、自らの意思で同性愛を選択したのではない同性愛者の保護にあまりにも欠けるといわざるを得ない」。否定的見解を持つ国民が少なからずいるという「事情は、立法府がその裁量権を行使するに当たって斟酌することができる一事情ではあるといえるものの、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果の一部であってもこれを受取る法的手段を提供しないことを合理的とみるか否かの検討の場面においては、限定的に斟酌されるべきものと言わざるを得ない⁴⁹」。

被告は「契約や遺言により婚姻と同様の法的効果を受取ることができるから、不利益はない旨主張する」。「しかしながら、婚姻とは…身分関係と結びついた複合的な法的効果を同時又は異時に生じさせる法律行為である」。「そうすると、婚姻は、契約や遺言など身分関係と関連しない個別の債権債務関係を発生させる法律効によって代替できるものとはいえない」。「同性愛者にはそもそも婚姻という手段がないのであって、同じ法的手段が提供されているとはいえない」。「以上のことからすれば…契約や遺言によって個別の債権債務関係を発生させられることは、婚姻によって生じる法的効果の代替となり得るものとはいえない⁵⁰」。

「本件規定の目的そのものは正当であるが…同性愛を精神疾患として禁圧すべきものとする知見は、平成4年頃には完全に否定されていたことに照らせば、同性婚について定めていない本件規定や憲法24条の存在が同性愛者のカップルに対する一切の法的保護を否定する理由となるものではない」。「異性愛者と同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかなく、いかなる性的指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はないといわなければならない」。「本件規定が、異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを受取る法的手段を提供し

⁴⁹ 同上、28-29頁。

⁵⁰ 同上、29-30頁。

ないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別的取扱いに当たる。「したがって、本件規定は、上記の限度で憲法14条1項に違反する⁵¹」。

〔国賠法上の違法について〕

「同性愛を精神疾患とする知見は否定されたものの、諸外国において登録パートナーシップ制度又は同性婚制度を導入する国が広がりを見せ始めたのは」2000年以降であり、日本国内における自治体による「登録パートナーシップ制度の広がり」はさらに遅く、東京都渋谷区が平成27年10月に導入して以降といえる。「また…国民意識の多数が同性婚又は同性愛者のカップルに対する法的保護に肯定的になったのは、比較的近時のことと推認することができる⁵²」。

「さらに、同性愛者のカップルに対し、婚姻によって生じる法的効果を付与する法的手段は、多種多様に考えられるところであり、一義的に制度内容が明確であるとは言い難く、どのような制度を採用するかは…国会に与えられた合理的な立法裁量に委ねられている」。また「昭和22年民法改正以後、現在に至るまで、同性婚に関する制度がないことの合憲性についての司法判断が示されたことがなかったことにも照らせば、本件規定が憲法14条1項に反する状態に至っていたことについて、国会において直ちに認識することは容易ではなかった。「そうすると…国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたと評価することはでき」ず「本件規定を改廃していないことが、国家賠償法1条1項の適用上の違法の評価をうけるものではない⁵³」。

3. 若干の検討

(1) 本判決の意義

すでに新聞各紙社説や識者インタビューなどでも指摘されているが、本判決の最大の意義は同性婚を認めていない現状を憲法14条1項違反と認定した点に

⁵¹ 同上、31-32頁。

⁵² 同上、34頁。

⁵³ 同上、34-35頁。

ある⁵⁴。これまで同性婚を認めない現状を14条1項との関係で違憲とする説は、学説としては少数であった⁵⁵。だが札幌地裁は、婚姻に伴う効果を「法的利益」と呼び⁵⁶、異性愛者カップルがそれを享受できる一方で、同性愛者カップルがそれを享受できないことにつき、性的指向が本人の意思によって選択・変更できないことを主たる理由に、合理的根拠を欠く違憲のものだと判断した。

同性婚を認めない現状を裁判所が違憲だと判断したインパクトは大きく、今後、国会でも同性婚に向けた議論が活発化するだろう⁵⁷。

(2) 憲法24条1項・2項について

原告らは24条が婚姻の自由を保障しており、この保障は同性カップルにも及ぶと主張した。しかし札幌地裁は24条違反の主張を斥けた。その理由は、憲法24条の制定経緯やその当時の婚姻や同性愛に対する認識を検討し、それを踏まえて、憲法制定時点で同性婚が想定されていなかったことから、同条が同性婚を保障しているとはいえない、というものである⁵⁸。他方で、想定されていなかったとすれば、同性婚を24条で排除や禁止する趣旨でもなかったということ

⁵⁴ 谷口洋幸「同性婚制度化への橋頭堡になるか 違憲判決の行方」<<https://www.jiji.com/jc/v4?id=20210325iken0001>>、志田陽子「同性婚訴訟の『違憲判断』、判決の『見事な点』と『物足りない点』わかりやすく解説します(インタビュー記事)」<<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/81602?fbclid=IwAR1yIS0t72nfMZasbf7YPkXS GA-03ZVCMHkMFANThZVC62AuQNWQY7viJY>>など。社説として、東京新聞「同性婚判決 社会意識の変化捉えた」2021年3月18日付朝刊5頁など。また弁護士による本判決の評価として、「【判決】結婚の自由をすべての人に北海道訴訟【報告】」<<https://www.youtube.com/watch?v=pkxXZMph3AU&t=4595s>>における、網森史泰弁護士による解説がある。

⁵⁵ 違憲とするものとして齊藤笑美子「家族と憲法—同性カップルの法的承認の意味」全国憲法研究会編『憲法問題21』113頁(2010年)、大野友也「日本国憲法と同性婚」月報全青司452号6頁(2017年)、榎透「日本国憲法における同性婚の位置」専修法学論集135号15頁(2019年)など。ただし、14条1項違反を主張する論者が少ないというだけで、これを積極的に否定する学説が多数説というわけではない。むしろ違反しないとする説を唱える論者を筆者は知らず、その意味では14条1項に違反しないとする説の方こそ少数かもしれない。

⁵⁶ 判決文22頁。

⁵⁷ 実際、公明党がワーキングチームを立ち上げたり(朝日新聞2021年3月25日付朝刊4頁)、同性婚の実現を求める院内集会に与野党の国会議員39名が参加したりした(朝日新聞3月26日付朝刊4頁)ことなどが報じられている。

⁵⁸ この主張は政府側からもなされている。たとえば被告第2準備書面、前掲注(2)6-9頁、13頁。

になる⁵⁹。いわゆるこの「許容説」自体は、学説でも比較的支持が多い⁶⁰。

確かに、憲法制定当時の認識や議論を前提にすれば、同性婚が想定されておらず、それ故、24条が同性婚を保障するものではないという主張は可能であろう。この主張のように、当時の認識や議論を前提に事案を検討する姿勢はいわゆる「原意主義」の1つの型といえる⁶¹。

このような主張を、とりわけ政府側がすることには問題があるように見える。というのも、制定当時の解釈・認識を主たる手がかりとして憲法を解釈した場合、自衛隊は違憲となってしまうからである。すなわち、当時の内閣総理大臣・吉田茂は、原夫次郎から9条と自衛権について問われた際、「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定しては居りませぬが、第9条第2項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります」と答弁している⁶²。しかし政府は、この吉田答弁を全く踏まえず、自衛隊を合憲としており、安倍前首相に至っては、集団的自衛権の行使の一部さえ合憲との立場を打ち出した⁶³。

このように、24条解釈では制定当時の認識によりかかり、他方で9条解釈については制定当時の認識をまったく無視するのは、解釈態度として一貫してい

⁵⁹ この点については、駒村圭吾「憲法24条2項についての意見書」<<https://www.call4.jp/file/pdf/202103/bf0980bee53168cfe5c88ef289f7559a.pdf>>6-8頁。なお、本判決の論旨からすれば、24条を変えなければ同性婚は認められないとする主張が見られた（たとえば産経新聞「同性婚否定『違憲』 婚姻制度理解せず不当だ」(2021年3月18日付主張) <<https://www.sankei.com/column/news/210318/clm2103180003-n1.html>>。だが、判決は24条が同性婚を禁止しているとは言っておらず、むしろ24条が同性カップルへの法的保護を否定しないと述べている（判決文26頁）。したがって同性婚を認めるためには24条を変える必要があるという主張は、端的に判決の誤読か曲解である。谷口洋幸『『同性婚否定は違憲』判決を読み解く』東京新聞2021年4月1日付夕刊3頁、志田陽子「両性条文、本質は自己決定」朝日新聞2021年4月21日付朝刊13頁も参照。

⁶⁰ 小竹聡「憲法と同性婚—ジェンダー法学のすすめ」法学セミナー 737号11頁（2016年）は、24条1項と同性婚に関して「憲法学説の中では許容説に立つ見解が次第に増えているように見受けられる」と評価している。

⁶¹ 野坂泰司「憲法解釈における原意主義(上)」ジュリスト926号63-64頁(1989年)。「原意主義」の意味する内容についてもいろいろ議論のあるところであるが（野坂・同論文参照）、ここでは取り上げない。

⁶² 清水伸編著『逐条日本国憲法審議録第2巻（戦争の放棄・国民の権利及び義務）』82頁（有斐閣、1962年）。

⁶³ 2014年7月1日閣議決定<<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>>。

ない。少なくとも、「特定の憲法の条項を解釈するに当たっては、憲法の他の規範と照らし合わせて整合性のある解釈をしなければならない⁶⁴」と国側が言う限り、国は憲法の解釈手法も整合性を維持しなければなるまい。24条解釈について制定者意思を尊重しつつ、9条解釈についてはそれを無視するという解釈態度は、「憲法の他の規範と照らし合わせて整合性のある解釈をし」ているとは到底言えまい。

また、そもそも制定当時の認識や制憲者意思を主たる根拠とすること自体にも問題があるように思われる。長谷部恭男が指摘するように、「制度が制憲者の考えていた通りに動く保証はもともとない」上、「制憲者意思という概念そのものが随分怪しげ」であり、加えて制憲者は「多数人からなる機関ですから、それに何か『意思』があるっていう想定自体がもともとフィクションのはず」だからである⁶⁵。さらに、この立場は「制定者意思を尊重すべきだという前提に立たなければ成り立たない議論⁶⁶」だという点も問題となるだろう。

さらに成田新法事件において最高裁は、憲法が保障する刑事手続についての規定が、刑事手続についての規定であるという理由だけで行政手続に及ばないと解することはできないと判示している⁶⁷。これと同じように、24条が異性婚についての規定であるという理由だけで同性婚にはその保障が及ばないとは言えない、ということになるのではないだろうか。

(3) 憲法13条について

原告らは、憲法13条に基づく自己決定権が「婚姻の自由」を保障していると主張し、24条と併せて同性カップルにも及ぶと主張した。しかし裁判所は、24条2項が婚姻及び家族に関する個別規定であり、具体的な制度設計は国会の裁量に委ねられていることや、13条の解釈は24条2項の趣旨を踏まえて解釈すべきことを理由に、包括的な13条によって同性婚のような特定の婚姻制度を保障されているとはいえないなどとして、13条違反を認めなかった。

⁶⁴ 「被告第2準備書面」、前掲注(7)19頁。

⁶⁵ 長谷部恭男『Interactive憲法』59頁(有斐閣、2006年)。

⁶⁶ 長谷部・同上115頁の脚注14。

⁶⁷ 最高裁1992年7月1日判決(民集46巻5号437頁)。

だが、そもそも包括規定である13条は、個別規定で保障されない領域をカバーする補充的なものであったはずである⁶⁸。従って、裁判所がいうように24条が異性婚について個別の保障規定であるとして、13条が同性婚の保障根拠とはならない、とは言えないはずである。24条が異性婚を保障し、13条が補充的に異性婚ではない形態の同性婚を保障していると解することは十分に可能であろう⁶⁹。

さらに、志田陽子が指摘するように、24条1項の「両性の合意のみに基づいて」という文言が家制度の下での強制的な結婚を克服するためのものとするならば⁷⁰、その本質はまさに「自己決定」なのであって、同性同士の婚姻は13条で保障するにふさわしい内容を持つとさえ言えるだろう⁷¹。

(4) 憲法14条1項について

続いて憲法14条1項違反の判断について見ていこう。裁判所は、婚姻には夫婦財産制や相続制度などの「法的効果」があり、それを享受する「法的利益」があるとして、これが同性愛者カップルに及ばないこと（裁判所は「区別取扱い」と呼んでいる）を問題とし、そこに合理的な理由があるかを検討した。そして、性的指向が本人の意思によって選択・変更できないことを主たる理由に、さらに特に若い世代で同性カップルへの法的保護を求める声が増加していることも考慮して、この「区別取扱い」を憲法14条1項違反だと判断した。

⁶⁸ 芦部・前掲注(6) 351頁。

⁶⁹ なお、「婚姻の自由」ではなく「人格権」という切り口から13条違反を論ずるものとして、西村枝美「同性婚の未規定性の憲法適合性—婚姻の自由ではなく人格権の問題として—」関西大学法学論集69巻3号552頁（2019年）。原告らの意見陳述での主張を見ると、「婚姻の自由」よりも「人格権」に基づく主張の方がふさわしいように見える。たとえば札幌訴訟原告・国見亮祐氏は「今回の提訴で私は、日本で同性カップルに婚姻が認められ、私たちの関係が公的に認められることを望んでいます。また同性カップルに婚姻が認められることで、同性愛者に対する差別や偏見がなくなっしてほしいと考えています」と述べている<<https://www.call4.jp/file/pdf/201904/20f5f3d7f0e2f88d89bbd16548aba6ae.pdf>>3頁。

⁷⁰ この願いはまさに、人格権の保障を求めるものではないだろうか。
⁷¹ このことは憲法制定当時の国会審議からもうかがえる。この点につき、大野・前掲注(55) 13頁。

⁷¹ 志田・前掲注(59)。また同性婚への言及はないが、植野妙実子『憲法24条 今、家族のあり方を考える』38-39頁（明石書店、2005年）も参照。

「区別取扱い」を問題視するに際して裁判所は、木村草太が詳細に指摘していた法律婚の効果⁷²については、ほとんど触れるところがない。すなわち、同性カップルが婚姻できないことから受ける個々の具体的な不利益というよりも、婚姻制度を利用できないということそれ自体から生ずる不利益を一体のものとして問題にしたといえる⁷³。

また裁判所は、性的指向が本人の意思によって選択・変更できないことから、「性別、人種など同様のもの」であるとして、区別取扱いの合理性の判断は「真にやむを得ない区別取扱いであるか否かの観点から慎重にされなければならない」とした。すなわち、区別に際しての指標の選択不可能性・不変性を根拠に、審査の厳格度を高めた⁷⁴といえる⁷⁵。

同性愛者差別立法に対する違憲審査基準についてはアメリカでも議論があり、筆者もその点についての検討をしたことがある⁷⁶。そしてそこでも指摘したが、指標の「不変性」が審査の厳格度を高める根拠の1つとされている⁷⁷。本人が選択したものではなく、その意思で変更しえないものを差別指標とすることは、それを自らの意思で変更できない本人にとっては大きな負担であり、こうした指標を用いた差別（ないし「区別取扱い」）を原則として許さないと

⁷² 木村草太「意見書」<<https://www.call4.jp/file/pdf/202008/7b78e327018245da7a47260a10454e06.pdf>>3-5頁。

⁷³ 志田・前掲注(54)。また木村草太も同様の認識を示す。川島透「同性婚訴訟の違憲判断 憲法学者・木村草太氏に聞く判決のポイント」<https://blogos.com/article/524070/?fbclid=IwAR1nQeFJvlp_mJDDM27UpRG2CJqxTF-xHnjtgNzTPKZoLpAWZaSqlUUvbo>。

⁷⁴ 本人にとって選択することが不可能な理由を差別的指標に用いることに対して、審査基準を厳格化することについては、最高裁でも示唆されている。婚外子相続差別事件・最高裁2013年9月4日決定、民集67巻6号1330頁。

⁷⁵ 時事ドットコムニュース「同性婚制度化への橋頭堡となるか 違憲判断の行方」<<https://www.jiji.com/jc/v4?id=20210325iken0001>>において、谷口洋幸は、本判決につき「(性的指向に基づく)区別取扱いは違憲が前提」と判断したと評価する。性別・人種と同視するならば、性的指向に基づく差別には厳格審査が適用されると解するのが妥当だろう。野中俊彦ほか『憲法I【第5版】』290頁(有斐閣、2012年)。

⁷⁶ 大野友也「アメリカにおける同性愛者差別立法の違憲審査基準」鹿児島大学法学論集49巻1号15頁(2014年)。

⁷⁷ 同上、23頁。なお、この論稿でも指摘したが、アメリカでは同性愛者差別立法に対して、厳格審査ではなく中間審査(いわゆる「厳格な合理性の基準」)を適用するものが多い。

するのは妥当であると思われる⁷⁸。

裁判所が差異を認定したのは、婚姻制度を利用できる異性愛者カップルと利用できない同性愛者カップルの差異である。そしてその違いは「性的指向が異なることのみ⁷⁹」である。学説では、この「性的指向」ないし「同性愛者であること」を憲法14条1項後段列举事由の1つである「社会的身分」として構成する説が見られる⁸⁰。学説はこの列举事由に基づく差別につき、原則として違憲性を推定するという考え方が主流を占めており⁸¹、それ故、差別の指標を14条1項後段列举事由に当てはめることができれば、違憲の主張が容易となる。そのような考えから、性的指向や同性愛者であることを社会的身分と位置づけようとするわけである⁸²。

このような主張に対し、政府側は「異性愛者であるか同性愛者であるかを問わず、国民は婚姻制度を利用できる」として、婚姻制度の利用につき性的指向による区別はないと主張した⁸³。これに対し札幌地裁は「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにある」から、「同性愛者が、性的指向と合致しない異性との間で婚姻することができるとしても、そのような婚姻が、当該同性愛者にとって婚姻の本質を伴ったものにはならない場合が多いと考えられ、そのような婚姻は、憲法24条や本件規定が予定している婚姻であるとは解し難い⁸⁴」として否定した。

⁷⁸ この点につき、志田陽子は、『生まれつき』の属性…によって人を差別してはいけないという考え方…をとると、自分の意思で現状を選んだ人が議論からこぼれ落ちてしまう可能性があります。たとえば、自らの意思で性的指向を変えた人などが、制度からはじき出される可能性が出てくる」「自分で選択した人も取りこぼさないようにするためにも、今後は13条の自己決定権型の『幸福追求権』に関わる論理も重視して、自己決定で選んだことであっても、差別的な扱いを受ければそれを問題にできる考え方をとっていくべき」とする。志田・前掲注(54)。

⁷⁹ 判決文23頁。

⁸⁰ 君塚正臣「同性愛者に対する公共施設宿泊拒否－東京都青年の家事件」長谷部恭男ほか編・憲法判例百選I〔第6版〕67頁(2013年)。

⁸¹ 樋口陽一ほか『注解法律学全集 憲法I』318頁(青林書院、1994年)。

⁸² 君塚・前掲注(80)67頁。

⁸³ 「被告第4準備書面」<<https://www.call4.jp/file/pdf/202010/b6f84a1b508cc0620c17175194d8e1c7.pdf>>4頁。

⁸⁴ 判決文21頁。

実際、同性愛者であっても異性愛者との婚姻は可能であり、その点で政府側の主張が間違っているとは必ずしも言えないように見える。だが、裁判所も指摘するように、本人の性的指向を前提とすれば、同性愛者が異性婚をできるとしても、それは全く無意味である⁸⁵。同性婚が合法化されたとしても異性愛者が同性婚を選択しないだろうことと同様である。それ故、地裁の指摘は正当である。

続いて、差別が解消されることになると裁判所が考えているラインについて検討する。異性婚と全く同様の婚姻が同性カップルにも認められれば、当然14条1項違反の状態は解消される。では、裁判所はそれを求めているのだろうか。

この点、木村草太は「今回の判決文はむしろ『包括的に婚姻を認めないとダメだ』というニュアンスで書かれている」と評価する⁸⁶。だが裁判所は、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供していない（傍点筆者）」ことを差別取扱いと判断している⁸⁷。さらに「同性愛者のカップルに対し、婚姻によって生じる法的効果を付与する法的手段は、多種多様に考えられる」とまで述べる⁸⁸。こうした裁判所の言い回しからすれば、婚姻それ自体を認めなければならないとまでは言っておらず、登録パートナーシップ制度のような制度であっても許容するかのように見える⁸⁹。

とはいえ裁判所は、性的指向のように「人の意思によって選択・変更できない事柄に基づく区別取り扱いが合理的根拠を有するか否かの検討は…真にやむを得ない区別取り扱いであるか否かの観点から慎重にされなければならない」と述べている⁹⁰。加えて、「異性愛者と同性愛者の差異は、性的指向が異

⁸⁵ 木村草太はこの政府の主張を「訳の分からない反論」と切って捨てる。川島・前掲注(73)。また大野・前掲注(55)12頁の脚注42。政府側は私の論文を根拠に、「性的指向に基づく差別ではないという主張もある」としているが、この脚注や「同性愛者差別は性差別である」という主張、すなわち論文の趣旨を無視したものであってまさに恣意的な利用であり、執筆者として心の底から怒りを覚える。

⁸⁶ 川島・前掲注(73)。

⁸⁷ 判決文32頁。

⁸⁸ 同上、34頁。

⁸⁹ 谷口洋幸も、裁判所が「来たるべき具体的制度の選択肢を直接には示さなかった」とする。谷口・前掲注(54)。

⁹⁰ 判決文22頁。

なることのみであり、かつ、性的指向は人の意思によって選択・変更できるものではないことに照らせば、異性愛者と同性愛者との間で、婚姻によって生じる法的効果を楽しむ利益の価値に差異があるとする理由はな⁹¹いとまで述べる⁹¹。これらのことからすれば、裁判所は異性婚と同等の婚姻を同性愛者にも認めるべきだとメッセージを送っているとも解される⁹²。

このように裁判所がはっきりした態度を示していないのは、谷口洋幸が指摘するように「今ある法律の枠内で判断する司法府の役割に忠実」であろうとしたからだと思われる⁹³。

(5) 国賠請求について

裁判所は、同性婚を合法化する諸外国の流れや、同性婚合法化を受け入れる国民の増加が最近のことであること、婚姻制度の構築は立法府に広い裁量が認められること、同性婚を認めない現状の合憲性が問われたのが初めてであることなどを理由に、立法府が現状の違憲性を認識することが容易とはいえなかったとして、国賠請求を斥けた。

立法不作為に対する国賠請求は、本判決も引用する最高裁の在宅投票制度廃止事件判決や在外邦人選挙権訴訟判決で極めて限定的にしか認められていない。本判決もこれらの判決を踏まえて「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利・利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいて…例外的に、その立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがある」とした。その上で、諸外国における登録パートナーシップ制度の導入や同性婚の合法化が2000年以降であることや、60歳以上の世代においては同性婚に否定的な意見が今なお根強いこと、同性カップルに対して婚姻によって生ずる法的効果の付与の手段は多種多様であり、一義的に制度内容が明確である

⁹¹ 同上、23頁。

⁹² 谷口・前掲注(54)も、「判決の趣旨を考えれば、一時的にせよ、別の制度を設けることに正当性を認めることは、かなり困難と言わざるを得ない」とする。

⁹³ 谷口・同上。

とはいえないこと、さらには同性婚が合法化されていないことの違憲性が問われた裁判がこれまでなかったことなどから、同性婚を認めていないという立法不作為を憲法14条1項違反と国会が認識することは容易ではなかったとし、国賠請求を斥けた。

立法不作為に対して国賠が認められるための要件が非常に厳格な点についての批判⁹⁴はここではさておき、こうした厳しい限定の下で国賠請求を認める余地がなかったのか検討してみたい。

立法不作為の違憲性を理由に国賠法上の違法性を認められるには、その違憲性が明白であるにもかかわらず、国会が故意・過失で長期にわたりその状態を放置していることが必要である。「長期」というのが具体的にどの程度なのかにもよるだろうし、違憲性が明白になった時点をいつと認定するのも重要なポイントとなると思われる。前者につき在外邦人選挙権訴訟最高裁判決では「10年以上の長きにわたって」という表現がある⁹⁵ことから、「10年」というのが1つの目安になるだろう⁹⁶。

後者の点につき裁判所は、違憲性が明白になった時点を明確に特定はしていないが、諸外国で同性婚が合法化されてきている点や、各自治体で登録パートナーシップ制度の導入がなされ始めたこと、日本国内において同性カップルへの法的保護の要請が高まっている点を重視していることから、2015年前後をその時期と考えているように見える⁹⁷。その場合、訴訟提起が2019年であって、違憲性が明白になってから4年程度、判決時点でも6年しか経過していないことからすれば、10年を超えてはおらず、その限りで国賠請求を認めないという判断には理由がある、と言えそうである⁹⁸。

だが、違憲性を議員が認識し得たのが2015年という認定に問題はないだろうか。確かに日本国内でパートナーシップ制度の導入がなされたのは2015年であ

⁹⁴ 最高裁による、立法不作為に対する国賠請求認容の厳しい制限に対しては多くの批判があるところだが、ここでは戸波江二「立法の不作為の違憲確認」芦部信喜編『講座憲法訴訟第1巻』381-83頁（有斐閣、1987年）を挙げておく。

⁹⁵ 最高裁2005年9月14日判決、民集59巻7号2097頁。

⁹⁶ この指摘は木村草太がしている。川島・前掲注（73）。

⁹⁷ 木村草太も2015年と解している。同上。

⁹⁸ 木村草太もこの点から国賠請求を認めなかった点を「理解できる」とする。同上。

るし、同性婚を認めないことの合憲性が争われたのは本件が初めてである。だが、同性愛者の人権が裁判所で初めて争われ、同性愛者に対する差別が違法とされた「府中青年の家事件」は東京高裁判決が1997年と本判決から遡ること24年、東京地裁判決に至っては1994年と本判決から27年も前のものである⁹⁹。

また当事者専門家からは以前から同性婚の必要性が指摘されていた。たとえば、2003年に出版された『セクシュアルマイノリティ』という書籍において同性婚・パートナーシップ制度の導入が提言されている¹⁰⁰。2003年は、本判決から遡ること18年、提訴時からでも16年も前のことである。

さらに判決の認識で問題だと思われるのは、一般国民の認識などを根拠に、国会議員における立法の必要化の認識を認定していることである。先に触れた府中青年の家事件の東京高裁判決は「一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されない」と述べ、一般国民よりも公権力の行使に当たる者に対し、同性愛者の権利保護についてより高い意識を持つべき義務を課している¹⁰¹。東京都教育委員会ですらこうした義務を課されるのであれば、全国民の代表（憲法43条）である国会議員に対しては、少なくともこれと同等の、いやむしろ、さらに高い義務が課されると解するべきである。そうであれば、違憲性の認識の時期を2015年とするのは遅きに失する。

加えて、この立法不作為は過失というより、故意、すなわち意図的なものといえる。というのも、本件訴訟で政府は合憲性を主張しているし、またそもそ

⁹⁹ 東京高裁1997年9月16日判決・判タ986号206頁、東京地裁1994年3月30日判決・判タ859号163頁。

¹⁰⁰ セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク編著『セクシュアルマイノリティ』182-85頁（明石書店、2003年）。この他に、谷口洋幸「人権擁護法とパートナーシップ法制度」季刊にじ4号42頁（2003年）、赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著『同性パートナー』（社会批評社、2004年）など、21世紀初頭にはすでに当事者や専門家から同性婚の合法化を求める声が少なからずあった。

¹⁰¹ 判タ986号214頁。

も与党である自民党は同性婚に否定的である¹⁰²。すなわち、現状を前提にすればこのまま不作為が何年も継続すると予想される。それにもかかわらず、10年以上が経過しなければ、すなわち2025年以降でなければ国賠が認められないとするのは、当事者らにとってあまりにも酷であり、国に対して甘すぎる。

以上を踏まえれば、本件において国賠を認める十分な理由があったと考えられる。

(6) 今後の見通し

3月31日、原告らは国賠請求を退けた点を不服として札幌高裁に控訴した¹⁰³。控訴審で原審が破棄される可能性は当然あるため、違憲とした地裁判決を確定させるべきとの考えもある¹⁰⁴。だが、原告らには裁判を受ける権利（憲法第32条）があり、また裁判は原告らが行っているものである以上、外部の者がとやかく言うべきではあるまい¹⁰⁵。

また、地裁判決に対して加藤勝信官房長官は、「政府としては民法の規定が憲法に反するとは考えておらず、ほかの裁判所に係属中の同種訴訟における判断をまずは注視していきたい」と記者会見で述べた¹⁰⁶。それゆえ、控訴せず地裁の違憲判決を確定させたとしても、政府へのプレッシャーとはならず、より上級審での違憲判決がなければ、政府は立法化に腰を上げないと考えられる。その点からも控訴はやむを得ない判断だと言えるだろう。

¹⁰² 自民党「性的指向・性同一性（性自認）の多様性って？～自民党の考え方」（2016年）<https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/pamphlet/20160616_pamphlet.pdf>3頁では、憲法24条と同性婚は「相容れません」と明言している。また、自民党の下村博文政調会長は「性的少数者への理解なしに同性婚などを導入すれば『社会の混乱につながる』というのが党の考え方と説明」したという。朝日新聞2021年3月18日付朝刊4頁。

¹⁰³ 東京新聞2021年4月1日付朝刊22頁。

¹⁰⁴ 判決翌日の3月18日にclubhouse（音声のみのSNS）の「憲法クラブ」（笹沼弘志教授が中心となって活動しているグループ）でのトークで原告弁護団の方に伺った話によると、ネット上ではそのような立場から控訴に批判的な意見もあったとのことだった。また木村草太もその懸念があることを指摘する。川島・前掲注（73）。

¹⁰⁵ これは、上記のclubhouseでの話し合いの際に原告弁護団から指摘された点でもある。

¹⁰⁶ 朝日新聞2021年3月18日付朝刊4頁。

このように政府は同性婚の法制化に消極的であるが、その一方で野党の一部は積極的である。たとえば立憲民主党の枝野幸男代表は本判決を受けて「立法府がしっかりと答えを出すときではないかと痛感した」とコメントし、共産党の穀田恵二国対委員長も「婚姻に伴う法的な問題について整備していくことが当然求められる」とコメントした¹⁰⁷。だが政府のみならず自民党もまた同性婚の合法化に消極的であり¹⁰⁸、同性婚の合法化は今なお高いハードルがある。他の地裁で行われている同種訴訟や札幌高裁でどのような判決が出されるかが立法化への一つのポイントとなるだろう。今後の裁判所の判断が注目される。

(2021年4月30日 脱稿)

¹⁰⁷ 同上。

¹⁰⁸ 同上。また自民党・前掲注(102)も参照せよ。